

税のお知らせ

1月の納税等

村県民税／第4期

国民健康保険税／5期

後期高齢者医療保険料／5期

介護保険料／5期

農業集落排水処理施設使用料／5期

保育料／1月分

納期限／2月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。

納付は便利な口座振替をご利用ください。

平成28年度(平成27年分)給与支払報告書の提出は2月1日(月)まで

給与支払報告書の提出期限は、給与の支払いがあった年の翌年の1月31日まで。

平成27年中に給与を支払われた方は、給与支払報告書を平成28年2月1日(月)までに、受給者の平成28年1月1日現在の住所地の市町村に提出してください。

給与支払報告書の個人明細書は、個人住民税の課税の根拠となる重要な書類です。正しく記入のうえ、期限内に必ず提出してください。

提出が遅れますと、納税通知も遅れますので、期間厳守でお願いいたします。

します。

また、事務処理の都合上、1月22日(金)までの提出にご協力をお願いします。

◎提出対象者

平成27年中に給与等の支払をしたすべての従業員等(パート、アルバイト、法人役員等を含む)です。

◎提出先

給与支払報告書の提出先は、給与の支払いがあった年の翌年の1月1日現在の受給者の住所地の市町村です。

◎総括表について

給与支払報告書を本村に提出する際には、本村から12月に送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を使用してください。独自の様式を使用し提出される場合は、送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を併せて提出していただきますようお願いいたします。

適正で迅速な課税作業を行うため、給与支払報告書仕切紙を使用して提出いただくよう、ご協力をお願いいたします。

eLTAX電子申告で提出される場合も本村から送付された総括表の特別徴収義務者指定番号を、総括表と給与支払報告書の両方に必ず記入してください。

また、普通徴収分は、給与支払報

告書(個人別明細書)の普通徴収欄にチェックをしてください。記載がない場合は特別徴収と判断させていただきます。

個人住民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引きし(給与天引きし)、納入する制度です。

特別徴収での納付にご理解とご協力をお願いします。

償却資産申告書を提出してください

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

毎年1月1日現在本村に所在している償却資産(自己が使用するもののほか他人に貸し付けているものも含む)を申告していただくことになっておりますので、期間中に償却資産申告書をご提出いただきますようお願いいたします。

●提出期間

1月4日(月)～2月1日(月)

●問合せ先

総務部税務課

警察からのお知らせ けいさつだより 飛島村内犯罪状況 (27年11月)

区 分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
11 月	0	1	0	1	0
1～11月	4	2	0	4	1
区 分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
11 月	0	0	0	0	1
1～11月	6	1	3	0	6
区 分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
11 月	2	0	0	1	
1～11月	14	1	0	11	

